

第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築支援業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1、契約件名

第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築支援業務委託

2、事業の目的

国東市では、第2次総合計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たな総合計画を策定する必要があります。

我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、感染症や自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより大きく変化しています。このような中、先人たちより培われた国東市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へつなぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能な都市となるためには、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせ、2015年9月に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに据え、わが国においても持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals を略して、以下「SDGs」とする）に関する取組みを推進する計画の策定が望まれています。

本業務では、総合計画を確実かつ円滑に遂行することを目的として、行政経営システム、つまり、総合計画の進捗管理を目的とした事務事業管理及び行政評価制度といった行政マネジメントを適切に運用し、その結果を予算編成・執行や財政計画、組織・人事管理、行財政改革等と連動させる仕組みを、事業者の専門的な知見からの支援を受けて、再構築していくことを目的とします。

3、履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日（月）までとする。

4、業務内容

【令和3年度】

I. 基本構想の策定支援

中長期的展望に立ち、市が目指すべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示した基本構想の全般的な策定支援を行う。

(1) 市民参画に関する支援

- ①地域別（国見・国東・武蔵・安岐）タウンミーティングにおける意見・要望の総括作成支援

- ②各分野で活動する団体や事業者を対象としたヒアリング調査の実施
- ③学生（国東市連携協定を締結している県内の大学）・生徒（国東高校）による総合計画への政策提言を目的としたグループワークの運営支援
- ④市民参画によって得られた意見・提案の基本構想への反映に係る支援
- ⑤その他、世代やライフステージ等によって異なる市民の生活実態や意識、ニーズをくみ取り、次期総合計画が目指すべき方向性を検討するための基礎資料とするための独自提案の実施

（２）市民アンケート調査の実施

年齢層別における人口割合によって算出した割り当人数を無作為に抽出した5,000人を対象に調査し、結果を取りまとめる。

（３）各種分析・調査

（１）、（２）の他、第２次総合計画、各種統計データ、現状の国東市及び感染症の現状を分析し、国東市の強み・弱みを把握して目指すべき方向性の検討に際して支援する。

（４）市内策定体制の運営支援

- ①第２次国東市総合計画の検証・評価に関する支援（検証・評価は実施中。）
- ②市役所市内における策定体制の運営支援
- ③諮問機関「国東市総合計画審議会」の運営支援

（５）基本構想の策定支援

- ①基本構想の体系（将来像、基本目標、政策大綱・主要施策）の検討に関する支援
- ②政策・施策体系の検討に関する支援

II. 基本計画策定及び行政経営システム再構築支援

基本構想に位置付けられた将来像のイメージを実現するために実施する具体的なアクションを示す基本計画の策定を支援するとともに、基本計画に連動し、限りある行政資源（リソース）を最大限に有効活用するため、アウトソーシングの推進を見据え、BPR（Business-Process-Re-engineering）の導入による行政経営システム（仕組み）の再構築に向けた支援を行う。

（１）事務事業管理及び行政評価制度（行政経営システム（仕組み））の再構築支援

現行の事務事業管理及び行政評価（施策・事業検証・評価）（行政経営システム（仕組み））を見直すにあたり、設計方針の策定や実施方針等について、提案・助言を行う。ま

た、事務事業評価から施策評価への効果的な作業手法や行政評価と財政計画（予算措置）への連動手法についても提案・助言を行う。

- ①事務事業管理及び行政評価制度（行政経営システム（仕組み））の設計、見直しに関する支援
- ②検証・評価シート（設計、見直し（施策・事務事業検証・評価））に関する支援
- ③検証・評価マニュアルの整備に関する支援
- ④職員研修の実施（一般職員研修、管理職員研修等）
- ⑤事務事業評価から施策評価への効果的な作業手法の確立に対する支援
- ⑥行政検証・評価から財政計画（予算措置）への連動手法の確立に対する支援
- ⑦その他事務事業管理及び行政評価制度の再構築にあたり必要な支援

（2）行政経営の効率化に向けた、B P R（Business-Process-Re-engineering）の導入支援

限られた職員定数において、将来にわたって多様化する行政需要に対応可能な体制整備と意識改革を図るため、B P Rの手法を導入する。この手法を導入することによる全庁的な行政経営システム（仕組み）の再構築支援を行う。併せて、文書による調査や職員へのヒアリング等によって把握を行い、課題の抽出・整理・分析を行う。課題の分析結果に基づき、行政資源の最適化をはじめ改善施策を検討し、行政経営の効率化と生産性の向上に向けた提案・助言を行う。

- ①実施方針の作成
- ②職員説明会の実施
- ③現行業務の棚おろし、毎月の業務量調査に関するレポートの作成
- ④各課ヒアリング等の実施
- ⑤課題の抽出・整理・分析
- ⑥改善施策（適正定員の算定、総合窓口、A I、R P A・アウトソーシング可能な業務の抽出、正規・会計年度任用職員等の役割分担、業務優先度、行政組織案）の検討に関する支援
- ⑦調査報告書の作成
- ⑧市が独自で業務量の把握が可能となるシステム（仕組み）の構築に対する支援
- ⑨その他行政経営システム（仕組み）の再構築及びB P R導入にあたり必要な支援

【令和4年度】

I. 基本構想の策定支援

中長期的展望に立ち、市が目指すべき将来像及びこれを達成するための基本的な方針を示す「第3次国東市基本構想」（令和5年～令和14年度の10年間を想定）の全般的な策定支援を行う。

(1) 市民参画に関する支援

市民参画等によって得られた意見・提案の基本構想への反映に係る支援

(2) 庁内策定体制の運営支援

- ①第2次国東市総合計画の検証・評価に関する支援
- ②市役所庁内における策定体制の運営支援
- ③諮問機関「国東市総合計画審議会」の運営支援

(3) 基本構想の策定支援

- ①基本構想の体系（将来像、基本目標、政策大綱・主要施策）の検討に関する支援
- ②政策・施策体系の検討に関する支援
- ③基本構想（原案）作成に関する支援
- ④基本構想（案）の議会提案資料の作成
- ⑤基本構想（完成版）のデザイン

II. 基本計画策定及び行政経営システム再構築支援

基本構想に位置付けられた将来像を実現するために実施する具体的なアクションを示す基本計画（計画期間5年間・毎年度ローリング方式による見直しを実施）の策定を支援するとともに、基本計画に連動し、限りある行政資源（リソース）を最大限に有効活用するため、アウトソーシングの推進を見据え、BPR（Business-Process-Re-engineering）の導入による行政経営システムの再構築に向けた支援を行う。

(1) 基本計画の策定支援

- ①基本構想の政策・施策体系に基づく基本計画作成に関する支援
- ②事務事業の成果指標設定の検討に関する支援
- ③毎年度ローリング方式による計画・事務事業見直しを実施するシステム（仕組み）の構築に関する支援
- ④基本計画（原案）の作成に関する支援
- ⑤基本計画（案）の議会提案資料の作成
- ⑥基本計画（完成版）のデザイン

(2) 事務事業管理及び行政評価制度（行政経営システム（仕組み）の再構築支援

- ①事務事業管理及び行政評価制度（行政経営システム（仕組み）の再構築支援に関する支援のうち、令和3年度から引き続き支援する必要があると認められるもの。
- ②外部評価の導入検討、検証・評価の有効な活用方法の検討に関する支援
- ③その他事務事業管理及び行政評価制度（行政経営システム（仕組み）の再構築にあたり必要な支援

(3) 行政経営の効率化に向けた、B P R (Business-Process-Re-engineering) の導入
支援

限られた職員定数において、将来にわたって多様化する行政需要に対応可能な体制整備と意識改革を図るため、B P Rの手法を導入する。この手法を導入することによる全庁的な行政経営システム（仕組み）の再構築の支援を行う。

- ① B P R導入に向けた支援のうち、令和3年度から引き続き支援する必要があると認められるもの
- ② その他行政経営システム（仕組み）の再構築及びB P R導入にあたり必要な支援

5、履行場所

国東市内

6、納入場所

国東市役所 政策企画課

7、その他

(1) 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は、発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2) 提供書類の取り扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。
また、本業務に関する検討範囲であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(3) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

【問い合わせ先】

国東市役所 政策企画課政策係 担当：高木、西村、財前

〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地

E-MAIL：seisaku@city.kunisaki.lg.jp

TEL：0978-72-5161（直通）／FAX：0978-72-5022